様式第２号（第２条関係）

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担　当　課	建築課
委託業務名	旧竹林院茶室（小間）屋根改修工事監理業務
委託業務場所	大津市坂本五丁目
概　要	旧竹林院茶室（木造平屋　床面積 9.13 ㎡）の茅葺屋根の葺き替え工事に関する工事監理業務及び報告書作成業務
契約期間	令和４年９月２９日　から　令和５年３月３１日まで
契約年月日	令和４年９月２８日
契約金額	金　２，０９０，０００円
契約の相手方	〔所在地〕滋賀県大津市におの浜３丁目４番４８号 〔名　称〕株式会社　ビルディング・コンサルタントワイズ 代表取締役　山本　勝義
契約相手方の選定理由	以下の理由から文化財としての価値を確保した適正な工事監理業務は当該事業者しかできないため、当該事業者と契約する。 ・本工事の設計の他、茅葺屋根の設計に関する実績があり、専門的な知見を有し、現場の状況に精通した事業者である。 ・設計者であるため設計意図を理解し施工業者へ正確に伝達をすることができる。 ・工事報告書の作成は大津市指定有形文化財に関する改修記録を後世に伝えること目的としており、文化財保護の観点から設計方針、改修方法の決定を行った設計者しか適切な報告書作成ができない。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意）　１　契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

２　地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。